

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」に関する意見聴取会
における有識者の主な指摘事項（速報版）

- I 高橋 進 株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
- 1 施策番号 4（外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成・活躍等）について、相談窓口で勤務する者については給与が低い方も多いことから、コーディネーターの質の向上・人材確保だけではなく、処遇改善の余地もあるのではないかと感じている。
 - 2 施策番号 10（日本語教育の環境整備に関する検討）について、K P I 指標を「在留外国人に対する基礎調査における質問項目『在留外国人の日本語能力（会話・読む）』の数値の改善」としているところ、令和 5 年度までの調査結果では悪化傾向にあるため要因を分析していただきたい。
 - 3 施策番号 11（日本語教育機関の日本語教育水準の向上等及び日本語教育を担う者の能力及び質の向上等）について、初回の日本語教育機関の認定申請にあたり、申請数の約半数である 36 件の申請取下げがあったとのことであるが、どのような事情によるものなのか教えていただきたい。
 - 4 施策番号 13（学校における日本語学習のガイドライン作成）及び施策番号 14（外国人児童生徒等のキャリア支援）について、高校における日本語指導の充実は、外国人生徒のキャリア形成や職業の接続等に係る非常に重要な取組課題である。「中途退学率等の改善」という K P I 指標を実現していくことは大変難しいと思うが、是非とも取組強化をお願いしたい。
 - 5 施策番号 17（外国人の目線に立った情報発信の強化）について、「在留外国人に対する基礎調査」の結果によると、税金や年金などの社会制度に関する知識が不十分である在留外国人が多くいるところ、「生活・就労ガイドブック」や「外国人生活支援ポータルサイト」は、それらの問題を解決するためにも有用であると考えられる。一方で、依然として認知度が低いことから、認知度を向上させるための工夫も別途必要ではないか。
 - 6 施策番号 18（マイナポータル等を活用した情報発信の検討等）について、K P I 指標を「マイナポータルを介した『外国人生活支援ポータルサイト』への閲覧件数」としているところ、令和 6 年度に同閲覧件数が減少した要因を分析していただきたい。
 - 7 施策番号 24（医療機関の外国人患者受入れ環境整備）について、K P I 指標を「多言語対応可能な病院数」としているところ、単に数を増やすのみではなく、地域の偏在や外国人の居住密度等の様々な要因を勘案して充実化を図るべきである。

- 8 施策番号 42（「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の実施）について、本施策では、当該補助事業の活用を地方公共団体に促し、プレスクールの実施を推進しているとのことであるが、現在 35 の自治体がプレスクールを実施しているということに対する評価を教えてください。
- 9 施策番号 53（夜間中学の設置促進・充実）について、義務教育段階における教育機会の確保のために夜間中学を設置するという取組も必要であるが、令和 2 年国勢調査の結果によると、最終卒業学校が小学校の方が約 80 万 4000 人存在するということである。夜間中学の設置促進と同時に、この 80 万 4000 人という数字を減らすための取組も必要ではないか。
- 10 施策番号 54（外国人の子どものキャリア形成支援）について、外国人の子どもの学力形成と就職支援は中長期的に非常に重要な課題であり、実態把握と更なる取組強化が必要であると考えている。
- 11 新規施策（認定日本語教育機関活用促進事業）について、企業等からの教育投資を基にした日本語教師の処遇改善を行っていくとのことであり、ビジネスに関連した日本語を教える日本語教師の処遇改善にはつながるかもしれない。他方、ビジネスに直接関連しない日本語を教える日本語教師の処遇改善につながるのだろうか。本取組が日本語教師全体の処遇改善につながるのかどうかを検証する必要があるのではないかと感じている。

また、必ずしも本スキームに限った話ではないが、認定日本語教育機関が、企業、自治体、大学・専門学校等へ教育の提供・人材輩出を行う際、企業等へ人材輩出を行う場合は、日本語試験の合格が義務付けられている特定技能制度等を通じて日本語のレベルチェックが行われているが、大学・専門学校等への人材輩出を行う場合には、日本語能力のチェックが甘くなっているのではないかという指摘を度々受けている。このため、大学・専門学校等への進学に際しては、制度の抜け穴とならないよう、日本語レベルのチェック機能を十分に働かせていただきたい。

- 12 日本における外国人比率は、日本全体で見ると数%であるが、地域によっては既に 10%や 30%を超えているところもある。特に、人口の少ない市町村では、外国人比率が急激に上がった場合の行政の対応にも限界があるのではないか。外国人比率が上がったことにより市町村が直面している課題について、改めて国が実態調査等をすべきではないかと考えている。

令和 3 年度に、入管庁において「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」を実施しているとのことであるが、この数年間で、市町村を取り巻く状況は大きく変わっていると思うので、できるだけ早いうちに改めて調査を実施していただきたい。そして、当該調査から得られた知見を基にして、ロードマップの有効性の確認や改訂に向けた見直しを進めることも必要

ではないか。

II 田村 太郎 一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事

- 1 ロードマップは、三つのビジョンと四つの重点事項が設定されているところ、理想的な形としては、それぞれにアウトカムのK P I 指標を設定し、各ビジョンのアウトカム指標ごとに、各施策を紐付けた上でアウトプットのK P I 指標を設定することである。また、K P I 指標の設定に当たっては、在留外国人何人当たり、どの程度の規模や内容の施策が適正であるのかということを検討した上でK P I 指標を組み立てていくことが重要である。

現行のロードマップでは、それぞれの施策ごとにアウトプットのK P I 指標が設定されていることから、全体の目標や進捗状況が分からないという問題がある。そのため、令和9年度以降のロードマップ策定も見据えながら、目標を立てて、各年に何を行っていくのかということを計画してほしい。
- 2 令和4年にロードマップを策定した当時は、新型コロナウイルス感染症の流行による入国制限の実施等があり現在とは状況が異なっていたところ、近年、外国人入国者がますます増加し、在留外国人も増えていることから、地域の現状や施策の進捗状況を鑑みて、継続の必要性のなくなった施策を中止したり、方向性を変更したりするなど、積極的に修正を行うことも視野に入れて良いのではないか。
- 3 現行のロードマップは、各省庁で行っている取組を記載しているものであるが、次期ロードマップの策定に当たっては、自治体、国際交流協会、民間、企業、商工会議所、政府の外郭団体等との官民連携を意識していただきたい。地域で外国人との共生社会を作っていく上でどのような取組が必要なのか、地域や民間に求められる役割や取組は何なのかを明記してK P I 指標を設定し、ステークホルダーが連携して達成していけるようになれば、より地域の課題に沿った取組や進捗状況の確認ができるのではないか。
- 4 入管庁の調査も非常に重要であるが、総務省や厚生労働省でも毎年様々な調査を行っている。網羅的に調査を実施するという観点では、色々な省庁で様々な調査を実施した方が良いかもしれないが、調査対象者の負担とならないように上手く連携してほしい。また、各省庁や自治体で行っている調査のデータを上手くかみ合わせながら効率的な調査をおこなうとともに、外国人の実態が手に取るように分かる調査を実施していただきたい。
- 5 毎週、色々な地域に出向いて、色々な自治体や地域の方に話を聞いているところ、外国人との共生社会を担う現場からは業務負担やリソース不足について悲鳴のような声が上がっているため、この場で政府に改めて届けたい。また、労働力不足に悩む地域に必要な外国人を受け入れても、受入れに伴うトラブ

ルや負担を懸念する地域の理解が得られなかったり、住居の確保や日本語教育の提供が追い付かなかったりするなどの問題もある。外国人受入れへの理解がないまま外国人向けの施策に力を入れると、受入れや共生に対する否定的な意見もでることから、ハレーションが大きくなる前に、各施策の実施や財源の確保等に加え、外国人受入れや共生について広く国民の理解を得ることを急いで行う必要がある。日本の地域社会を持続可能にするためにも、次期ロードマップでは、広く国民の理解を得るための施策やKPI指標を盛り込んでいただきたい。

- 6 施策7（生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知）について、総務省において実施した「令和6年度地域における多文化共生推進状況等調査」等によると、外国人住民の割合の高い地域において生活オリエンテーションを実施している傾向があるとの結果がでていいる。全体として確かにそのような傾向もあるが、個々に見ていくと外国人住民の多い地域や外国人比率の高い地域の全てで必ずしも生活オリエンテーションを実施しているわけではないのではないか。私自身の肌感覚では、外国人住民が多くても何の取組も行っていない地域もあれば、外国人住民は少なくとも丁寧な対応をしている地域もあると感じている。

また、総務省の同調査では、多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している自治体は約170と、まだ全体の約1割程度である。今後は、これまで外国人が少なかった地域でも在留外国人の増加が見込まれることから、体系的・計画的に取組を進めていかなければならないと感じている。

- 7 施策20（外国人受入環境整備交付金の見直しの検討）について、一元的相談窓口の交付金に関して、予算執行の適正化を図っていくとのコメントがあったが、在留外国人が増加し多様化していることを踏まえると従来と同じ予算規模では到底回らない状況である。各相談窓口で本当に丁寧に対応しようと思えば、それなりの人員や待遇が必要となるところ、現状、そこへの財源の手当てが不十分であり、窓口の職員は大変心許ない環境で働いている。そのため、予算の上限を踏まえて精査をするという方向ではなく、在留外国人等の増加・多様化により一層の丁寧な対応が必要であるという状況に鑑みて、予算を拡充していただけないか。入管庁から国会や財務省にもっと予算を付けてほしいということをお願いしていただくべきであると考えている。

外国人受入れや取り組み施策の推進は、熱心なところとそうでないところに二極化が進んでいる。もともとの人口規模が小さい自治体でも外国人が増えていて、施策が追いついていないところもある。そのような規模の小さな団体も含めた、1700の自治体全てで一元的相談窓口の設置や日本語教育の実施を行うというのは現実的ではないことから、中核市程度の自治体が周囲の自治体と

連携して一元的相談窓口を設置したり、日本語教室を開いて相互に乗り入れをしたりするなどの施策を打っていないと、これ以上の施策の進展が望めないのではないか。

Ⅲ 林 玲子 国立社会保障・人口問題研究所所長

- 1 政府統計の調査を行う際には、政府間での調査の重複を防ぐために総務省において承認申請手続を行っているところ、単発の委託調査等を実施する際には、他の調査との重複が生じる可能性がある。調査が重複すると、調査対象者の負担となるので、調査を実施する際には、そこにも気を配っていただきたい。
- 2 文科省が実施している「外国人の子供の就学状況等調査（令和5年度）」によると、学齢相当の外国人の子どもの約85%が義務教育諸学校、約7%の子どもが外国人学校に通っているとのことであるが、残りの約8%の子どもは不就学なのか、それとも不詳によるものなのか教えていただきたい。
- 3 年金については、外国人の公的年金加入者数や最終納付率を把握しているとのことであるが、介護や医療の分野については、統計における国籍別等の把握が進んでいないと感じている。
近年、様々なメディアやSNS等で、「外国人が高額医療費を受ける目的で入国し、国民医療保険で医療を受けている。」等の情報が発信されているところ、国籍別等の統計があれば、政府から当該統計に基づいた情報発信等が可能であると考えている。現時点において国籍別の把握が進んでいない事情や方針等があれば教えていただきたい。
- 4 令和4年に国立社会保障・人口問題研究所で行った「人口移動調査」によると、15歳未満の外国籍の子どものうち、半数以上が日本生まれであるという結果が出ている。外国人の子どもに関する取組を進めるに当たっては、様々なバックグラウンドを持つ者がいるということを念頭に置きながら対応していくべきである。
- 5 KPIに基づくロードマップのモニタリングは、政府の様々なモニタリングの試みの中でも、とても上手くいっていると感じている。折角うまくいっている以上、各施策のKPI指標の達成状況についても、公表することを検討していただきたい。
- 6 施策20（外国人受入環境整備交付金の見直しの検討）について、一元的相談窓口は非常に有用であるところ、ロードマップの各施策の中には施策20と親和性のある相談センターの施策が多くあるので、予算が足りないということであれば、何らかの形で集約していくのも良いのではないか。
- 7 施策番号33（外国人の子育て中の親子が地域の子育て中の親子と交流する

機会の提供) や施策番号 63 (人材開発支援助成金) などのように、外国人に特化していない施策がロードマップに掲載されているところ、今後、外国人に特化するような方針はあるのか。

IV 佐藤 郡衛 東京学芸大学名誉教授 (欠席のため代読)

1 新規施策 (認定日本語教育機関活用促進事業) は積極的に進めてほしいと思います。ただ、課題も多いため今後の進め方について検討してください。

予想される第 1 の課題は、全体統括機関の役割が重要であり、「全体統括機関」によって事業の成否が左右されるように思います。この「統括機関」の役割を明確にする必要があると思います。

第 2 は日本語教育機関が提供する教育と企業が求める実務的なスキルの習得にずれが生ずることも予想されます。どのように、教育目標・教育内容の共通理解や調整を図るかが重要になります。

そして第 3 は企業から安定的な投資を受けられるような工夫が必要です。これまで企業は日本語教育に投資をすることに消極的でした。企業が投資したくなるような提案が必要です。認定日本語教育機関が提供する教育が実際に企業のニーズに応え、かつ日本語教育としての基準を満たしているか、それをどのように評価するか、そのための仕組みはどうかなどについても検討してください。

2 施策番号 20 (外国人受入環境整備交付金の見直しの検討) について、効率的・効果的な予算執行を実現するためには、各相談窓口の利用状況や相談内容の分析、地域のニーズや課題を明確にすること、自治体間での相談窓口の共同運営や効率的な運営体制の検討、デジタル技術の活用など効率的・効果的な事業運営について検討してください。

3 施策番号 45 (外国人学校における保健衛生の確保) について、この事業は、新型コロナウイルス感染症を契機に開始されたものであり、多言語での情報提供を行い、一定の成果を上げてきたと思います。ただ、外国人学校の保健衛生は、課題も多いです。外国人学校の保健衛生環境の基準の明確化、保健室の設置と養護教諭の配置の検討、健康診断の実施体制、地域の保健所や医療機関との連携など、重要な課題が山積しています。子どもの健康・命にも関わることなので今後とも支援することを期待しています。

4 施策番号 52 (外国人生徒も含めた高校中途退学の予防、中途退学した者への学び直しに係る支援) について、外国人生徒の教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、高校中退者や外国人生徒を対象にサポートステーション、ハローワークなどを活用した学習相談や学習支援、高等学校等で学び直す者に対する修学支援など、重要な

事業を行っているが、まだ課題も多く引き続き取組を行う必要がありますので、この事業の強化を期待しています。

- 5 施策番号 57（相互理解の組織風土の構築等）について、企業内のコミュニケーションを促進するために提供する教材や動画コンテンツが十分に活用されるための更なる支援や啓発活動を検討してください。
- 6 施策番号 71（外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラムの開催）について、フォーラムでの議論や提言を実際の政策や地域の取組に反映させるためにはどうするかを検討が必要だと思います。このフォーラムの意義はあるが、一過性のイベントとして終わらせず、長期的な視点でのフォローアップを検討してください。
- 7 施策番号 93（特定技能外国人に対する情報提供・就労環境整備等）について、対応言語数だけでなく、各言語の利用頻度や相談窓口のアクセス状況などを把握すること、オンラインセミナーの参加者の評価や知識の習得度なども合わせて検討することが施策の充実につながるのではないかと思いますので、検討してください。
- 8 ロードマップ全体に関して、令和6年度の事業評価については、昨年同様、アウトプット指標が曖昧なものについては評価が難しい項目もあります。ロードマップについては目標年度が令和8年度とすると残り2年であり、その達成に向けて施策の遂行を進めてください。KPI指標で目標年度までに達成できそうにない項目もあり、見直しを進めて再検討してください。

V 結城 恵 群馬大学教授（欠席のため代読）

- 1 全般的に前進している印象を持ちました。省庁の職員のみなさまが関係者を巻き込み、仕組みづくりを着実に進めようとされている姿を垣間見るような御報告でした。ありがとうございます。

意見聴取会の委員としては、そのみなさまの取組に少しでも役に立つようなコメントをと思いき合っています。来年度がより中身の濃い会となるよう、取組の報告の書き方について提案をさせていただきます。

多くの施策の記述には、どれだけの成果が上がったか、内容とともに記されています。委員としては、それらがなぜ、どのように生まれたのかを理解し、その取組の妥当性と効果を検証する視点で理解したいと思っています。そこで、何が解決し、何が課題なのかについて意見交換し、施策としてどのように展開すれば良いのかと一緒に考えたいと思っています。結果（成果）の報告だけでは、その手掛かりがみつからず、質問を投げかけさせていただいてきました。

そこで、可能であれば、来年度には、その施策に対して、昨年度何が可能性

と課題となっていたのか、そこで、施策を実施したところどんな成果が生まれたのか、それはどう評価できるのか、その結果次年度ではどうしたいのかを簡潔で良いので記していただければありがたいと思います。つまり、PDCAサイクルの項目ごとに簡潔に記していただくというイメージです。御検討いただけましたら幸いです。

- 2 もう 1 点考えさせられたことは、国の施策がより広がりを見せる時に、公共性をどう考えるのか、ということです。施策の中には「投資」という概念を導入して安定的な三方よしの施策の続可能性を高めようとしたものもありました。10 年後、その施策が想定どおりの展開になるのか、そこに意図せざる結果は生じないのかと考える視点ももって、検討を進めながら推進していくことが求められると思いました。
- 3 新規施策（認定日本語教育機関活用促進事業）について、認定日本語教育機関が企業等のニーズに応じた質の高い日本語教育を提供することで、教育の対価等として企業等からの教育投資を得、それにより教員の処遇改善を含めた認定日本語教育機関における教育の質向上を実現するモデルを確立する、という趣旨は理解できます。好循環を生み出す仕組みづくりを目指そうという意味で「投資」という文言を使用されたのだと思います。
一方で、「投資」には、企業のニーズに合わせることへのコミットメントと利害関係も含めた期待にも対応することになります。仕組みづくりを進める中で理念や内容が「投資」という概念でどうなるのか。公共性はどうなるのかなど、今後も問いながら取り組んでいただければと思います。
- 4 K P I の数値の高い低いでは、取組過程で得た気づきは見えにくく、高低で必ずしも評価できるものではないことは、十分に認識しています。K P I の数値の「変化」には必ず意味があると考え拝見しています。既にいくつかの施策により記されていますが、その変化の背景・分析結果をコメントに記入していただければ幸いです。

以上